

(図3)

納付金基礎額ベースの統一時の納付金算定の流れ (例) (C→c→d) (医療分)

納付金算定基礎額 (C)

医療費水準による調整
× $-(1+\alpha \times (Z-1))$

所得水準による調整
× $\frac{\{\beta(\text{応能のシェア})+(\text{応益のシェア})\}}{(1+\beta)}$

調整係数による調整
× γ

各市町村の納付金基礎額 (c)

+財政安定化基金積立金 (市町村起因の繰入分 (特定の市町村の納付金に含める場合))
+激変緩和の下限割合超過分
+地方単独事業の減額調整分
+審査支払手数料
+都道府県の事業費 (市町村別加算分)
+算定可能な特別調整交付金 (市町村分、医療費関係等)

-高額医療費負担金 (国及び都道府県による負担金)
-特別高額医療費共同事業費負担金
-国・特別調整交付金 (都道府県分のうち市町村重点配分)
-保険者努力支援制度 (都道府県分のうち市町村重点配分。予防・健康づくり支援に係る部分のうち事業費部分を除く)
-激変緩和分 (都道府県繰入金1号分の一部、下限割合分含む。医療分)
-都道府県による地方単独事業分 (都道府県負担分)
-財政安定化基金積立金 (市町村の拠出分。ただし、納付金算定方式により市町村按分する場合及び特定の市町村で被保険者数按分する場合に限る。)
-財政安定化基金財政調整事業分 (各市町村への取崩分、医療分)

各市町村の納付金 (d)

医療費指数反映係数 α :

医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数 ($0 \leq \alpha \leq 1$)

→ $\alpha = 1$: 医療費水準を納付金額に全て反映

→ $\alpha = 0$: 医療費水準を納付金額に全く反映させない (都道府県内統一の保険料水準)

年齢調整後の医療費指数Z:

医療費実績を、年齢調整後の全国平均医療費によって除した指数。市町村毎に算出するが、三次医療圏での統一等を行う場合は、三次医療圏ごとの算定も可能。

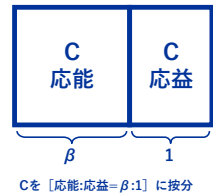
→ (市町村毎の医療費 (実績) / 全国平均であった場合の医療費) の3年平均

所得係数 β :

所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する

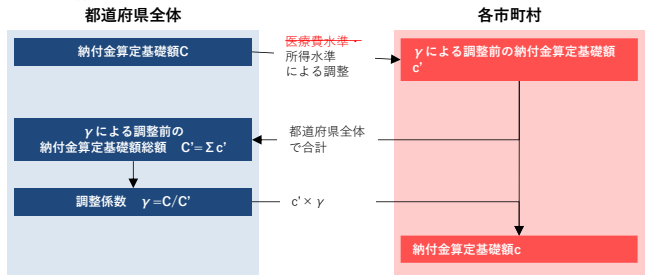
係数。都道府県の所得水準に応じて設定する。

ただし、激変緩和等の観点から、新制度施行後当面の間は、 β 以外の β' を決定し使用することも可能な仕組みとする。(ただし、その場合でも、都道府県標準保険料率においては、都道府県間の比較の観点から β を使用するものとする)。



調整係数 γ :

各市町村の納付金基礎額の総額を、都道府県の納付金で集めるべき総額に合わせるための調整係数



3. 完全統一における納付金算定の流れ (例)

(1) 市町村個別の歳入項目の取扱い

○ 完全統一とした場合の納付金算定の流れは、図4～図7のとおりとなり、赤字部分が統一前の算定方法から変更しうる点である。

※ 完全統一以降は、激変緩和措置は講じられないため、激変緩和分 (都道府県繰入金1号分の一部及び下限割合分を含む。)、激変緩和の下限割合超過分は、納付金算定の流れに記載していないが、統一までの間に、都道府県が独自に財政安定化基金の財政調整事業分や1号繰入金の一部を活用して激変緩和を実施することを妨げるものではない。

○ 完全統一とする場合、次に掲げる市町村国保特別会計における個別の歳入項目については、都道府県の歳入項目とする、又は市町村個別の歳入項目として維持することとなる。市町村個別の歳入項目として維持する場合であっても、これらの歳入を当該市町村の保険料抑制のための財源として充てない。

- ・ 特別調整交付金 (市町村分)、保険者努力支援制度 (市町村分)、都道府県繰入金 (2号分)、特定健康診査等負担金、出産育児一時金に係る市町村の一般会計繰入分 (法定分)、決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入分、過年度分保険料収納見込、財政安定化基金積立金 (償還分) に該当するものを除く。、特別調

整交付金（都道府県分のうち市町村重点配分分）、保険者努力支援制度（都道府県分のうち市町村重点配分分。予防・健康づくり支援に係る部分のうち事業費部分を除く。）、都道府県による地方単独事業分、財政安定化基金財政調整事業分、保険者支援制度、財政安定化支援事業繰入金等、決算補填等目的の法定外一般会計繰入分（保険料の負担緩和を図るため等）、市町村財政調整基金の取崩

※ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入分や市町村財政調整基金の取崩は、市町村標準保険料率の算定に含まれないが、実際に市町村が賦課する保険料率に影響する。

※ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入分について、本来であれば保険料や公費により賄う必要があるものを一般会計から補填するものであり、削減・解消すべき赤字である。

- 市町村標準保険料率の算定に含まれる歳入項目について、都道府県単位の歳入項目とする場合は、「保険料収納必要総額（B）」の算定において減算し、「各市町村の納付金（d）」の算定において加算して納付金として徴収する。
- 都道府県繰入金（2号分）は地域の実情に応じて交付するものである。完全統一に近づくとつれて、都道府県全体の納付金額抑制のために、2号分を1号分に統合することも考えられる。なお、統一保険料を維持しつつ2号分を活用する場合は、あらかじめ2号分の活用範囲（保健事業等）を定める必要がある。
- 特別調整交付金については、納付金ベースの統一と同様、医療費水準に応じて市町村へ交付されるメニューを都道府県単位の歳入項目とすることが考えられる。また、保険料軽減のために市町村へ交付される交付金（災害等による保険料の減免、非自発的失業者に係る保険料の軽減等に係るもの）も同様に、都道府県単位の歳入項目とすることが考えられる。
- 地方単独事業の減額調整分に対して、都道府県の一般会計からの繰入も行っており、また、減額調整分を市町村個別の歳出項目としつつ保険料に影響しないような取扱いとする場合、都道府県による地方単独事業分（都道府県負担分）を残し、減額調整分に対して市町村共通の割合で、都道府県の一般会計から繰り入れることも考えられる。
- 決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入分について、統一保険料を維持しつつ充当する場合は、あらかじめ市町村間における繰入方法を統一する必要がある。

（2）市町村個別の歳出項目の取扱い

- 同様に、次に掲げる市町村個別の歳出項目についても、都道府県の歳出項目とす

る、又は市町村個別の歳出項目として維持することとなる。ただし、市町村個別の歳出項目として維持する場合には、保険料以外の市町村独自の歳入を財源とする必要がある。

- ・ 保健事業費、出産育児諸費、葬祭諸費、育児諸費、その他保険給付、条例減免に要する費用、特定健康診査等に要する費用、審査支払手数料、地方単独事業の減額調整分、財政安定化基金積立金（拠出分（交付対象市町村のみ拠出する場合））、財政安定化基金積立金（市町村起因の繰入分（特定の市町村の納付金に含める場合））、都道府県の事業費（市町村別加算分）、予備費（市町村分、保険料財源分）、その他基金（返済・積立）

※ 財政安定化基金積立金（償還分）については、原則として貸付を受けた市町村が償還することとしており、統一の対象外と考えられる。

- 次に掲げる歳出項目について、都道府県全体の歳出項目とする場合、納付金算定対象にすると同時に、保険給付費等交付金の交付対象に含める。納付金算定の流れとして、「保険料収納必要総額（B）」の算定において加算して納付金算定対象に含めるものとし、保険給付費等交付金以外を財源とする費用を計上する「標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）」の算定においては加算しない。

- ・ 保健事業費、出産育児諸費、葬祭諸費、育児諸費、その他保険給付、条例減免に要する費用（医療分）、特定健康診査等に要する費用、審査支払手数料

- 地方単独事業の減額調整分についても、納付金に含めずに都道府県全体の歳出項目とすることも考えられる。この場合には、納付金の算定において「納付金算定基礎額（C）」の算定における減算や、「各市町村の納付金（d）」の算定における加算は行わない。

- 財政安定化基金積立金のうち、財政安定化基金積立金（市町村起因の繰入分）は、一部の市町村に起因する事象に対して、都道府県が取り崩した分への再積立であり、納付金算定対象である。当該市町村の納付金のみに加算し、統一の対象外とすることも可能である。財政安定化基金積立金（償還分）や財政安定化基金積立金（拠出金）は、納付金の算定対象ではなく、別途都道府県に償還・拠出を行う。財政安定化基金積立金（償還分）について、原則貸付を受けた市町村が償還することとしており、統一の対象外と考えられる。財政安定化基金（拠出金）についても同様に、交付を受けた市町村による拠出を基本としているため、統一の対象外と考えられる。ただし、市町村との協議により、都道府県内市町村で補填額を按分することも可能としており、この場合において統一の対象とすることを妨げるものではない。

(3) 収納率調整

- 収納率調整の方法として、「各市町村の納付金基礎額 (c) 」の算定において、「調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e') 」の算定において用いる当該市町村の標準的な収納率と同じ数値を乗じる。
 - ※ 「各市町村の納付金基礎額 (c) 」の総額を、都道府県の納付金で集めるべき総額に合わせるために調整を行うことを γ 調整という。 γ 調整により、当該市町村の標準的な収納率を乗じることによって欠けた納付金総額を補うことが可能。

(図4)

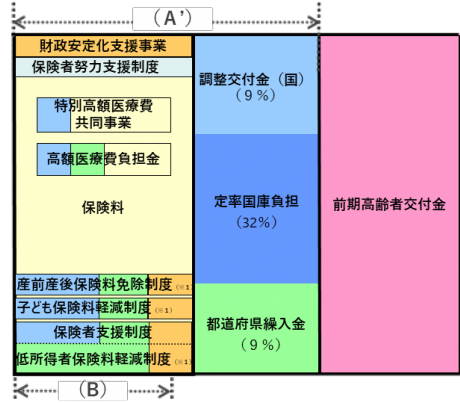
完全統一時の納付金算定の流れ (例) (A'→B) (医療分)

前期調整後保険給付費 (A')

- 療養給付費等負担金 (保険基盤安定繰入金控除後及び地方単独事業の減額調整後)
- 普通調整交付金 (地方単独事業の減額調整後)
- 特別調整交付金 (都道府県分。ただし、都道府県分のうち市町村重点配分を除く)
- 都道府県繰入金 (1号分。地方単独事業の減額調整後)
- 高額医療費負担金 (国及び都道府県による負担金)
- 特別高額医療費共同事業交付金
- 特別高額医療費共同事業費負担金
- 過年度調整 (納付金の過多)
- 保険者努力支援制度 (都道府県分。ただし、都道府県分のうち市町村重点配分及び予防・健康づくり支援に係る部分のうち事業費部分を除く)
- 財政安定化基金財政調整事業分 (取崩分、医療分)
- 算定可能な特別調整交付金 (市町村分) (※2)
- 保険者努力支援制度 (市町村分)
- 特定健康診査等負担金
- 出産育児一時金に係る市町村の一般会計繰入分 (法定分)
- 決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入分 (※3)
- 過年度の保険料収納見込み (医療分、財政安定化基金積立金 (償還分) に該当するものを除く)
- 保険者支援制度 (医療分)
- 財政安定化支援事業繰入金

- +特別高額医療費共同事業拠出金
- +財政安定化基金積立金 (都道府県全体の取崩分)
- +財政安定化基金積立金 (市町村の償還分)
- +財政安定化基金積立金 (市町村の拠出分)
- +財政安定化基金積立金 (市町村起因の繰入分)
- +都道府県の事業費
- +予備費 (都道府県分、保険料財源分)
- +保健事業費
- +出産育児諸費
- +葬祭諸費
- +育児諸費
- +その他保険給付
- +条例減免に要する費用 (医療分)
- +特定健康診査等に要する費用
- +審査支払手数料

保険料収納必要総額 (B)



- ※1 産前産後保険料軽減制度、子ども保険料軽減制度、低所得者保険料軽減制度は、納付金・標準保険料率の算定に使用しない。
- ※2 算定可能な特別調整交付金について、納付金ベースの統一と同様、医療費水準に応じて市町村へ交付されるメニューを都道府県単位の歳入項目とすることが考えられる。また、保険料軽減のために市町村へ交付されるメニュー (災害等による保険料の減免額がある場合、非自発的失業者に係る保険料の軽減額がある場合等) も同様に、都道府県単位の歳入項目とすることが考えられる。
- ※3 決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入分について、統一保険料を維持しつつ充当する場合は、予め市町村間における繰入方法を統一する必要がある。

(図5)

完全統一時の納付金算定の流れ (例) (C→c→d) (医療分)

納付金算定基礎額 (C)

- 医療費水準による調整
 $\times \frac{1+\alpha \times (Z-1)}{1+\alpha}$
- 所得水準による調整
 $\times \frac{\{\beta(\text{応能のシェア})+(\text{応益のシェア})\}}{(1+\beta)}$
- 調整係数による調整 (標準的な収納率による調整も行う)
 $\times \gamma$

各市町村の納付金基礎額 (c)

- +激変緩和の下限割合超過分
- +地方単独事業の減額調整分
- +審査支払手数料
- +都道府県の事業費 (市町村別加算分)
- +財政安定化基金積立金 (市町村起因の繰入分 (特定の市町村の納付金に含める場合))
- +出産育児一時金に係る市町村の一般会計繰入分 (法定分)
- +決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入分 (地方単独事業の波及増加分)
- +算定可能な特別調整交付金 (市町村分)
- +保険者努力支援制度 (市町村分)
- +特定健康診査等負担金
- +過年度の保険料収納見込み (医療分、財政安定化基金積立金 (償還分) に該当するものを除く)
- +保険者支援制度
- +財政安定化支援事業繰入金
- 高額医療費負担金 (国及び都道府県による負担金)
- 特別高額医療費共同事業費負担金
- 特別調整交付金 (都道府県分のうち市町村重点配分)
- 保険者努力支援制度 (都道府県分のうち市町村重点配分。予防・健康づくり支援に係る部分のうち事業費部分を除く)
- 都道府県による地方単独事業分 (都道府県負担分)
- 激変緩和分 (都道府県繰入金1号分の一部、下限割合含む。医療分)
- 財政安定化基金積立金 (市町村の拠出分。ただし、納付金算定方式により市町村按分する場合及び特定の市町村で被保険者数按分する場合に限る。)
- 財政安定化基金財政調整事業分 (各市町村への取崩分、医療分)

各市町村の納付金 (d)

医療費指数反映係数 α :
 医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数 ($0 \leq \alpha \leq 1$)
 $\rightarrow \alpha = 1$: 医療費水準を納付金額に全て反映
 $\rightarrow \alpha = 0$: 医療費水準を納付金額に全く反映させない (都道府県内統一の保険料水準)
年齢調整後の医療費指数Z:
 医療費実績を、年齢調整後の全国平均医療費によって除した指数。市町村毎に算出するが、三次医療圏での統一等を行う場合は、三次医療圏ごとの算定も可能。
 $=(\text{市町村毎の医療費 (実績)} / \text{全国平均であった場合の医療費}) \text{の} 3\text{年平均}$

所得係数 β :
 所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数。都道府県の所得水準に応じて設定する。ただし、激変緩和等の観点から、新制度施行後当面の間は、 β 以外の β' を決定し使用することも可能な仕組みとする。(ただし、その場合でも、都道府県標準保険料率においては、都道府県間の比較の観点から β を使用するものとする)。

C
応能

C
応益

β 1

Cを [応能:応益= β :1] に按分

調整係数 γ :
 各市町村の納付金基礎額の総額を、都道府県の納付金で集めるべき総額に合わせるための調整係数

都道府県全体

納付金算定基礎額C

γ による調整前の納付金算定基礎額総額 $C' = \Sigma c'$

調整係数 $\gamma = C/C'$

各市町村

γ による調整前の納付金算定基礎額 (収納率調整前)

\times

標準的な収納率s

γ による調整前の納付金算定基礎額 c' (収納率調整後)

納付金算定基礎額c

$c' \times \gamma$